

要点

マテリアル先端リサーチインフラ (ARIM) 事業 データ登録について

- 文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ (ARIM) 事業は材料研究の発展に資するデータを整備し、広く提供することを旨とした事業です。
 - 令和5年度に機器利用における「マテリアル先端リサーチインフラデータ登録約款」(以下、約款)が制定されました。
 - 利用申請時に「データ登録」の同意もしくは不同意を伺います。
 - 「データ登録あり」と「なし」とでは異なる利用料金が適用されます。
 - 以下で約款の要点を説明します。詳細は別添の約款原文をお読みください。
1. 機器利用者が登録したデータそのもの(生データや、それに付随して入力したデータなど)は「登録データ」と呼ばれ、登録者自身による明示的な共有のアクションなく第三者と共有されることはありません。なお、登録者は自身が権利を有するデータまたは、権利者から許諾を得たデータのみ登録することができます。
 2. 登録データをARIM事業機関が処理して派生したデータや、登録データをまとめたデータセットなどは「構造化データ」と呼ばれ、一定期間(基本は機器を利用した課題の年度終了から2年間、詳細は約款第14条1参照)後に、第三者によって利用可能な状態「広域シェア」になります。
 3. 本事業機関への申し込みに基づき、データ利用者は広域シェアとなっている構造化データの閲覧、検索、および有償でのダウンロード、二次利用ができます。
 4. 登録データの著作権は当該データの権利を有する権利者に帰属し、登録データの権利は第三者に譲渡されません。なお、構造化データの著作権は本機関に帰属し、構造化データの利用に基づき生じた知的財産権は本機関に帰属しません。
 5. データ登録者は、課題番号、氏名、所属機関名を非表示とすることができ、その場合、当該項目は削除されて広域シェアされます。

